

鳥取県就農条件整備事業実施要領

第1 趣旨

近年の厳しい経済状況による失業者の増大、年金支給年齢の引き上げ等、我国の社会構造が大きく変革していく中で、農業に関しても従来の世襲による農業就業のみならず、他産業を経験した後のUターン就農、定年帰農、Iターンによる新規参入など、就農形態が多様化してきている。

県はこのような状況のもと、就農の意欲に満ちた青年等の新規参入を積極的に推進することとし、新規就農者が自らの計画の実現に向けて経営を開始するときに、初期投資に対する負担軽減の措置を講じ、その自立を支援するものとする。

また、市町村と農業協同組合（以下「農協」という。）、農業委員会、所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）及びその他関係機関（以下「関係機関」という。）が連携し、新規就農者の早期経営安定に向けた助言及びコンサルタント等の積極的な支援を併せて行うものとする。

第2 目的

将来、本県の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の就農を促進し、自立を支援するため、鳥取県就農条件整備事業（以下「本事業」という。）により、新規就農者の就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図る。

第3 事業実施主体

農協及び市町村農業公社（以下「農協等」という。）並びに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という。）の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）とする。

第4 事業の内容

- 1 本事業の対象は、次項に定める農業用の機械及び施設（器具、装置、設備等を含み、施設用地の取得を除く。以下同じ。）を整備する次の事業とする。

ただし、国庫補助事業等、他の事業において補助対象となる事業は除くものとする。

なお、他の事業の補助対象となる事業であっても、国等の採択を受けられなかった場合は、本事業の対象とすることができるものとする。

- (1) 農協等が第5の事業対象者に貸与するために、事業対象者の就農時及び就農から5年以内に必要な農業用の機械及び施設を整備して貸与し、貸与期間終了後に無償譲渡する事業とする。

なお、本事業を実施するに当たっては、次の事項に注意するものとする。

ア 農協等は、第6の1により承認された事業計画に基づいて機械及び施設を整備し、当該事業計画を作成した認定新規就農者と契約を締結して、貸与するものとする。

イ 機械及び施設の貸与の条件は、次のとおりとし、認定新規就農者の支払負担が

過大とならないよう配慮するものとする。

(ア) 貸与期間は、認定新規就農者の支払能力に応じて農業用の機械又は施設の耐用年数以内の適当な期間を設定するものとする。

(イ) 賃借料は、農協等の負担額を基礎として適当な額を設定するものとする。

(2) 認定新規就農者が就農時及び就農から5年以内に新たに必要な機械及び施設を自ら整備する事業

2 助成対象となる整備内容等

(1) 助成の対象となる整備内容は、認定新規就農者が自らの経営において使用するために行う下表に掲げる農業用の機械及び施設の整備とする。

なお、農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは助成対象から除く。ただし、パソコン等の事務機器及び軽貨物車以外のものであって、他用途に使用されないものであること、農業経営において真に必要であること及び導入後の適正利用が確認できるものであることの全ての要件を満たす場合には、この限りではない。

区分	対象機械及び施設
農業用機械	トラクター、コンバイン、田植機、マニースプレッダー、農業用運搬車、防除機及び管理機等
農業用施設	ビニールハウス、作業場、倉庫、格納庫、果樹棚、家畜舎及び堆肥舎等 (家畜及び果樹苗等は含まない)

(2) (1) に掲げる対象機械及び施設のうち、整備に要した経費が10万円未満(消費税及び地方消費税の額を含む。)の農業用機械又は農業用施設は対象外とする。

(3) (1) に掲げる施設の整備に係るもののうち、工事請負費又は委託費に該当(同等と認められるものを含む。)するものについては、県内事業者(県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称のいかんを問わず事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。)へ発注したもの(やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とあらかじめ県が認めたものを含む。)に限り補助の対象とする。

第5 事業対象者の要件

本事業の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

1 就農準備中及び就農後5年以内の者、又は就農後5年以内の者のみで構成された法人であり、かつ、代表者の農作業への従事が主である法人。

2 認定新規就農者。ただし、親族(3親等以内の者をいう。)の農業経営の全部又は一部を継承して農業経営を開始する者(以下「経営継承者」という。)にあっては、原則として継承する経営基盤以外で、基盤強化法第6条に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)において市町村が定める新規就農者の所得目標を目指す者であること。

なお、就農前に認定新規就農者となった者は、就農後5年以内に認定新規就農者の終期を迎えた場合であっても、就農後5年以内は本事業の対象とすることができるものとする。

3 基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けていない者であること。

4 複式簿記による記帳を行う者であること。なお、親族の経理と区分して農業経営を開始

する場合にあっては、自ら新たに開始する部門経営についての収支に関する帳簿の記載と自己の預貯金口座を開設して経理を行うこと。

第6 実施手続

- 1 本事業を活用して就農に必要な農業用の機械及び施設を整備しようとする事業対象者（以下「申請者」という。）は、青年等就農計画に年次毎の経営試算及び資金繰り等が分かる資料（経営継承者にあつては、既存の農業経営の概要が分かる資料を含む。）を添付したもの（以下「事業計画」という。）を、居住地又は営農地の市町村長に承認申請するものとする。
- 2 事業計画の作成に当たっては、関係機関が支援に当たるものとする。なお、作成に当たっては、営農開始時の作目及びその経営規模並びに事業費等が無理のない合理的なものとなるよう配慮するものとする。
- 3 市町村長は、関係機関から意見を聴いた上で、事業計画の審査を行うものとし、当該事業計画を策定した申請者が将来市町村の農業の担い手となる青年等であり、本事業により支援が必要と認めるときは、当該事業計画を承認するものとする。なお、申請者は市町村長の求めに応じて、審査の上で必要と認める資料を提出しなければならない。
- 4 市町村長は、事業計画の承認を行ったときは、申請者に対して通知するとともに、所管の地方事務所の長及び関係機関にその内容を通知するものとする。
- 5 すでに鳥取県就農応援交付金事業実施要領（平成22年4月1日付第200900209517号鳥取県農林水産部長通知。以下、「交付金事業」という。）第6の1から4に基づく手続を行っている場合は、1から4に基づく手続を行ったものとする。また、交付金事業と同時に実施する場合は、一括して手続を行うことができるものとする。

第7 事業計画の変更の承認

事業計画の承認を受けた申請者が、本事業に係る事業計画期間内において、次のいずれかに該当することとなったときは、事業計画の変更について、市町村長の承認を受けるものとする。この場合において第6の1から4の手続きを準用する。

- 1 作目・規模等、営農・経営に大きな影響を及ぼすと認められる事業計画の内容の変更をしようとする場合
- 2 事業計画に記載のない農業用の機械及び施設（取得額が10万円以上のものに限る。）を本事業により導入しようとする場合、又は本事業により導入を予定している機械及び施設の規模・能力を変更（青年等就農計画の達成に支障のないものを除く。）しようとする場合
- 3 本事業に係る事業費の総額を増額する必要がある場合
- 4 その他、市町村長が必要と認める場合

第8 事業実施主体への指示

市町村長は、本事業で整備した機械及び施設に対し、事業実施年度及び当該事業名を表示するよう事業実施主体に指示するとともに、それらが表示されたことを確認しなければならない。

第9 営農状況報告

- 1 本事業を活用した認定新規就農者（以下「事業実施者」という。）は、農業改良普及所の経営指導を受けるものとし、農業改良普及所は事業実施者に対し経営指導に必要な書類の提出を求めることができるものとする。
- 2 事業実施者は、就農後5年間、毎年3月末日までに、営農状況報告（様式第1号）に農業経営指標（「新たな農業経営指標の策定について」（平成24年3月27日付け23経営第3612号農林水産省経営局長通知）に規定される農業経営指標をいう。）に基づく自己チェックの結果等の経営管理の状況が分かる資料と、青色申告決算書（青色申告を実施していない者は収支内訳書）の写し及びその他市町村長が必要と認める書類を添付して、市町村長に提出するものとする。報告を受けた市町村長は、受理した書類の写しを速やかに所管の地方事務所の長に提出する。また、関係機関で構成する経営検討会を開催し、関係機関とともに事業実施者の経営目標の達成に向けて指導・助言を行うものとする。
- 3 市町村長は、経営目標に対して実績が著しく劣る等、経営改善が必要と判断した事業実施者に対して、就農後6年目以降、本事業により整備した機械及び施設の耐用年数が経過するまでは、前項の規定に準じた資料の提出を求めることができるものとし、関係機関とともに経営改善に向けた指導・助言を行うこととする。
- 4 市町村長は、事業実施者が営農状況の報告に係る資料を提出しない場合は、事業実施者に対し、本事業により既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

第10 経営検討会の役割

関係機関で構成する経営検討会は次に掲げる役割を担うものとする。

- 1 事業対象者の経営目標の達成に向けた指導・助言
- 2 経営状況の把握

第11 営農の中止

- 1 事業実施者は、本事業を活用して整備した農業用の機械又は施設の耐用年数期間内において、当該事業計画の実施に係る適切な農業経営が困難となったとき（青年等就農計画の認定要件を満たさなくなったとき又は離農するときを含む。以下「営農中止」という。）は、営農中止届（様式第2号）を市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、1の営農中止届が提出された場合又は農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）の規定に基づき青年等就農計画の認定を取り消したときは、営農中止報告書（様式第3号）を所管の地方事務所の長に提出するとともに、関係機関へ通知する。
- 3 営農中止報告書を受理した地方事務所の長は、県助成額の返還有無、その他必要事項を市町村長に指示するものとする。
- 4 営農中止した事業実施者について、鳥取県就農応援交付金事業実施要領（平成22年4月1日付第200900209517号鳥取県農林水産部長通知。）第11の1から3までの手続きが行われたものは、1から3まで手続きがあったものとする。

第12 補助金の返還等

- 1 県は、市町村長から第11の2に基づく営農中止報告書が提出されたときは、事業実施者が本事業を活用して整備した機械及び施設（補助目的に従った利用により10年を経過した財産（以下、「経過年数が10年以上の財産」という。）を無償譲渡する場合にあっては、当該財産を除く。）の営農中止日時点における残存簿価（補助金相当額を含んだ額）のうち県補助金相当額の返還を求めるものとする。ただし、農協等が本事業により取得した機械及び施設を他の認定新規就農者への貸与によって、本事業の補助条件を継承する場合はこの限りではない。
- 2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、下表によるものとする。
 - (1) 事業実施主体が本事業により取得した機械及び施設を本事業又は他の県補助事業の補助条件を満たす者に対して農林業用機械及び施設として譲渡する場合
 - (2) 事業実施者が死亡した場合、不慮の事故等により身体に障害を受けた場合など事業実施者の責に帰さないやむを得ない事由によって営農の継続が不可能となった場合

区 分		(1) の場合	(2) の場合
財産を譲渡する場合	有償譲渡	「譲渡契約額×県補助率（確定補助率）」と「{譲渡契約額－残存簿価（又は時価評価額）×市町村の負担割合}×{県補助率（確定補助率）／（1－市町村の負担割合）」で算定した金額のうちいずれか低い金額を納付。	「譲渡契約額×県補助率（確定補助率）」と「{譲渡契約額－残存簿価（又は時価評価額）×市町村の負担割合}×{県補助率（確定補助率）／（1－市町村の負担割合）」で算定した金額のうちいずれか低い金額を納付。
	無償譲渡	県納付の必要なし	県納付の必要なし
財産を譲渡しない場合		/	県納付の必要なし （ただし、当該財産（経過年数が10年以上の財産で無償譲渡するものを除く。）の耐用年数以内に譲渡する場合は、上記「財産を譲渡する場合」に準じて算定した金額を納付）

第13 災害の報告

- 1 事業実施主体は、本事業を活用して整備した農業用の機械又は施設について、耐用年数間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、様式第4号により市町村長に報告するものとする。
- 2 市町村長は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、様式第4号により所管の地方事務所の長に報告するものとする。

第 14 その他事業実施上の留意点

- 1 事業実施主体は、導入機械の選定にあたっては、「農業機械導入計画」に定めた指針を参考に、過剰投資にならないよう計画し、事業費の低減を図るよう努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、機械、施設等を整備する場合、原則として3者以上の競争入札又は相見積もりにより契約業者を決定し、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとする。
- 3 事業実施主体は本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の開発許可等を必要とするときは、関係法規に定めるところにより、その認可又は許可を得るものとする。
- 4 事業実施主体は、ハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済等の加入対象となる施設を導入した場合、園芸施設共済等への加入に努めるものとする。
- 5 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年5月20日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月28日から施行し、平成23年度事業から適用する。ただし、平成23年3月31日以前に本事業及び経営体育成交付金（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）の交付決定を受けた者はなお従前の例による。また、平成23年4月30日以前に実施要領第7に規定する営農計画の認定申請を行う場合は、この改正前の様式を本事業の様式とみなすことができるものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月26日から施行し、平成23年度から適用する。ただし、第11の規定については、平成23年3月28日付第201000198141号の改正附則ただし書の規定に関わらず、平成23年3月31日以前に本事業の交付決定を受けた者についても適用する。

附 則

この要領は、平成24年3月30日から施行し、平成24年度事業から適用する。ただし、平成24年4月30日までに実施要領第7に規定する営農計画の認定申請を行う場合は、改正前の様式によることができるものとする。

また、実施要領第11に規定する営農報告書の提出及び第8に規定する営農計画の変更の認定を行う場合は、営農計画の認定申請（変更の認定を受けた場合は変更認定の申請とする。）に用いた様式によることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成25年3月28日から施行し、平成25年度事業から適用する。ただし、第13及び第14の規定については、平成24年度以前に実施した事業についても適用する。
- 2 平成25年4月30日までに第7に規定する営農計画の認定申請を行う場合は、改正前の様式によることができるものとする。

また、第8に規定する営農計画の変更及び第11に規定する営農報告書については、当初の認定を受けた営農計画（変更の認定を受けた場合は変更後の認定とする。）に用いた様式によることができる。

附 則

この要領は、平成26年5月8日から施行する。ただし、本補助金を活用する新規就農者が居住又は営農する市町村において、基本構想が策定されるまでに、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条に規定する就農計画の認定を受けた者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年3月27日（以下「施行日」という。）から施行し、平成27年度事業から適用する。
- 2 施行日以前に本事業の交付決定を受けた者及びこの要領による改正前の実施要領に基づき青年等就農計画の認定を受けた者については、なお従前の例によることができる。
- 3 前項の規定に関わらず、第4の改正に関する規定は、施行日以前に本事業の交付決定を受けた者及びこの要領による改正前の実施要領に基づき青年等就農計画の認定を受けた者についても適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月12日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以前に本事業の交付決定を受けた者は、なお従前の例によることができる。
- 3 前項の規定に関わらず、第4及び第5の改正に関する規定は、施行日以前に本事業の交付決定を受けた者についても適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年3月30日（以下「施行日」という。）から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 2 施行日以前に本事業の交付決定を受けた者は、なお従前の例によることができる。
- 3 前項の規定に関わらず、第9、第12及び第13の規定については、施行日以前に本事業の交付決定を受けた者についても適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月20日（以下「施行日」という。）から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年3月27日から施行し、令和2年度事業から適用する。